法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
根拠条項	第9条第1項
許認可等の種類	適正化規程の認可、変更の認可
法令の定め	(適正化規程の設定及び認可) 第9条 組合は、第9条第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行おうとする ときは、適正化規程(制限の内容及び実施期間その他その制限の実施に関す る定めをいう。以下同じ。)を定めて厚生労働大臣の認可を受けなければな らない。これを変更しようとするときも同様である。
	(事業) 第8条 組合は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。 一 当該業種における過度の競争により、組合員が適正な衛生措置を講ずることが阻害され若しくは阻害されるおそれがあり、又は組合員の営業の健全な経営が阻害され若しくは阻害されるおそれがある場合における料金又は販売価格の制限 二 政令で定める業種につき、前号に規定する事態が存する場合における営業方法の制限
審査基準	処分の前例がないため未設定
標準処理期間	総 期 間 60日 (注:休日は含まない。)
	経由機関
	処分機関 日
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号:011-204-5260)
申 請 先 等	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

(平成28年10月1日作成)

法 令 名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
根 拠 条 項	第14条の2第1項
許認可等の種類	共済規程の認可
法令の定め	(共済規程の設定、認可等) 第14条の2 組合は、第8条第1項第10号に掲げる事業(以下「共済事業」 という。)を行なおうとするときは、共済規程を定めて、厚生労働大臣の認 可を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める場合は、この限 りでない。 (事業) 第8条 組合は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものと する。 一~九(省略) + 組合員の共済に関する事業
審査基準	処分の前例がないため未設定
標準処理期間	総 期 間 24日 (注:休日は含まない。)
	経由機関
	処分機関 日
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号:011-204-5260)
申 請 先 等	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

(平成28年10月1日作成)

法 令 名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
根拠条項	第14条の2第3項
許認可等の種類	共済規程の変更の認可及び廃止の認可
法令の定め	(共済規程の設定、認可等) 第14条の2 組合は、第8条第1項第10号に掲げる事業(以下「共済事業」という。)を行なおうとするときは、共済規程を定めて、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。 2 前項の共済規程には、共済事業の種類ごとに、その実施の方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項を記載しなければならない。 3 共済規程の変更又は廃止は、第1項ただし書に規定する場合を除き、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
審査基準	処分の前例がないため未設定
標準処理期間	総 期 間 24日 (注:休日は含まない。)
	経由機関
	処分機関 日
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号:011-204-5260)
申 請 先 等	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

法 令 名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
根拠条項	第14条の10第1項
許認可等の種類	組合協約の認可、変更の認可
法令の定め	(組合協約の認可等) 第14条の10組合が第8条第1項第一号又は第二号に掲げる事業に関しその 組合の組合員たる資格を有する者で組合員でないものと締結する組合協約は、 厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。これを変更しよ うとするときも同様である。 (事業) 第8条 組合は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものと
	する。 一 当該業種における過度の競争により、組合員が適正な衛生措置を講ずることが阻害され若しくは阻害されるおそれがあり、又は組合員の営業の健全な経営が阻害され若しくは阻害されるおそれがある場合における料金又は販売価格の制限 二 政令で定める業種につき、前号に規定する事態が存する場合における営業方法の制限
審査基準	処分の前例がないため未設定
標準処理期間	総 期 間 60日 (注:休日は含まない。)
	経由機関
	処分機関 日
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号:011-204-5260)
申 請 先 等	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

法 令 名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
根拠条項	第14条の12第1項
許認可等の種類	組合協約に関するあっせん又は調停
法令の定め	(組合協約に関するあつせん及び調停) 第14条の12 組合の代表者が前条第1項又は第3項の申出をした場合において、その交渉の当事 者の双方又は一方から申出があつたときは、厚生労働大臣は、第8条第1項第一号に 規定する事態を克服するため、又は経済取引の公正を確保するため特に必要があると 認めるときは、速やかに、当該組合協約の締結に関しあつせん又は調停を行うものと する。 2 厚生労働大臣は、前項の規定により調停を行う場合においては、調停案を作成し てこれを関係当事者に示し、その受諾を勧告するとともに、当該調停案を理由を付し て公表することができる。
審査基準	処分の前例がないため未設定
標準処理期間	総期間       24日 (注:休日は含まない。)         経由機関       日 (       )         協議機関       日 (       )         処分機関       日 (       )
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号:011-204-5260)
申請先等	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

法 令 名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
根拠条項	第24条第1項
許認可等の種類	組合設立の認可
法令の定め	第24条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款その他必要な事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。2 厚生労働大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする組合が次の各号に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。 第5条各号の要件を備えていること。 第22条第2項に規定する設立要件を備えていること。 設立の手続及び定款の内容が法令に違反していないこと。 出資組合にあつては、事業を行うために必要な経営的基礎を有すること。 第5条 組合は、次の要件を備えなければならない。 営利を目的としないこと。 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。 組合員の議決権及び選挙権が平等であること。 第22条 組合を設立するには、その組合員になろうとする20人以上の者が、発起人になることを要する。 2組合は、その組合員の総数がその地区内において当該業種に属する営業を営む者の総数の三分の二以上でなければ設立することができない。
審 査 基 準	法令の定めによる
標準処理期間	総期間       24日 (注:休日は含まない。)         経由機関       日         処分機関       日
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号:011-204-5260)
申 請 先 等	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

法 令 名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
根 拠 条 項	第28条第3項
許認可等の種類	組合定款の変更の認可
法令の定め	第28条 3 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、厚生労 働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
	4 前項の認可については、第24条第2項の規定を準用する。
	第24条 2 厚生労働大臣は、前項の認可の申請があった場合において、設立しようとする組合が次の各号に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。 - 第5条各号の要件を備えていること。 二 第22条第2項に規定する設立要件を備えていること。 三 設立の手続及び定款の内容が法令に違反していないこと。 四 出資組合にあつては、事業を行うために必要な経営的基礎を有すること。
審査基準	法令の定めによる
標準処理期間	総 期 間 24日 (注:休日は含まない。)
	経由機関       日
	如分機関 日
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号:011-204-5260)
申 請 先 等	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

法 令 名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
根拠条項	第38条第5項、第42条
許認可等の種類	組合員による総会招集の承認
法令の定め	(役員の解任) 第38条 組合員は、総組合員の5分の一以上の連署をもつて、役員の解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。 2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款に違反したことを理由として解任を請求することは、この限りでない。 3 第1項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出しなければならない。 4 第1項の規定による解任の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から1週間前までに、その請求に係る役員に前項の書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。 5 第41条第2項及び第42条の規定は、前項の場合に準用する。(臨時総会の招集) 第41条 2 組合員が総組合員の5分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。(組合員による総会招集) 第42条 前条第2項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から10日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、厚生労働大臣の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行う者がない場合において、組合員が総組合員の5分の一以上の同意を得たときも同様である。
審査基準	処分の前例がないため未設定
標準処理期間	総期間 24日 (注:休日は含まない。)
	経由機関
	処分機関
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号:011-204-5260)
申 請 先 等	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

法令名生	
	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
根拠条項第	第49条第6項
許認可等の種類 組	組合員による総代会招集の承認
第6 (第 2 (第	総代会) 49条 総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合において、第17条第2項ただし書中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第5項中「10人」とあるのは「2人」と読み替えるものとする。  (臨時総会の招集) 41条 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、何時でも招集することができる。 組合員が総組合員の5分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から20日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。 (組合員による総会招集) 42条 前条第2項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から10日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、厚生労働大臣の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行う者がない場合において、組合員が総組合員の5分の一以上の同意を得たときも同様である。
審査基準	処分の前例がないため未設定
標準処理期間 総	窓 期 間 24日 (注:休日は含まない。)
	経由機関
	処分機関
処分担当課 係	呆健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号:011-204-5260)
申 請 先 等 係	呆健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
問い合わせ先 係	呆健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
備考h	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

# 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法 令 名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
根拠条項	第50条第2項
許認可等の種類	共済事業を行う組合の解散に係る総会決議の認可
法令の定め	(解散の事由) 第50条 組合は、次の事由によつて解散する。 一 総会の決議 二〜四 (省略) 2 共済事業を行う組合における前項第一号の総会の決議は、厚生労働大臣の 認可を受けなければ、その効力を生じない。
審査基準	処分の前例がないため未設定
標準処理期間	総 期 間 24日 (注:休日は含まない。)
	経由機関
	如分機関
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号:011-204-5260)
申 請 先 等	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
備    考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

# 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法 令 名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
根拠条項	第52条の4第1項
許認可等の種類	小組合設立の認可
法令の定め	(生活衛生同業小組合) 第52条の4 政令で定める業種に係る組合の組合員は、その営業に関する共同施設を行うため、厚生労働大臣の認可を受けて、組合の地区内の一部の区域を地区とする生活衛生同業小組合(以下「小組合」という。)を組織することができる。
審査基準	処分の前例がないため未設定
標準処理期間	総 期 間 24日 (注:休日は含まない。)
	経由機関
	処分機関     日
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号:011-204-5260)
申 請 先 等	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
備    考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

(平成28年10月1日作成)

法 令 名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
根拠条項	第52条の7第3項
許認可等の種類	小組合の合併の認可
法令の定め	(合併)         第52条の7         3 合併は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
	4 前項の認可については、第24条第2項(第二号を除く。)の規定を準用する。
	第24条 2 厚生労働大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする組合が次の各号に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。 - 第5条各号の要件を備えていること。 二 第22条第2項に規定する設立要件を備えていること。 三 設立の手続及び定款の内容が法令に違反していないこと。 四 出資組合にあつては、事業を行うために必要な経営的基礎を有すること。
審査基準	処分の前例がないため未設定
標準処理期間	総 期 間 24日 (注:休日は含まない。)
	経由機関
	処分機関 日
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号:011-204-5260)
申 請 先 等	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

法 令 名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
根拠条項	第52条の10第1項
許認可等の種類	小組合の定款の変更の認可、組合員による総会招集の承認及び総代会招集の承 認
法令の定め	(準用) 第52条の10 第4条、第5条、第7条、第8条第3項、第14条の9、第14条の11第3項及び第4項、第14条の12、第15条、第16条、第16条の2(第1項を除く。)、第16条の3、第17条から第19条まで、第21条から第49条の7まで、50条第1項、第51条から第52条の2まで並びに第52条の3(第二号を除く。)の規定は、小組合性準別とよるのは「解散、合併」と、第8条第3項中「第1項中「解散」とあるのは「解散、合併」と、第8条第3項中「第1項中「解散」とあるのは「解散、合併」と、第8条第3項中「第1項中「解散」とあるのは「第52条の5第二号」と、第17条第4項中「10人」とあるのは「第52条の5第二号」と、第17条第4項中「10人」とあるのは「第52条第2項中「海区化規定に違反し、その他組合」とあるのは「知組合」と、第22条第1項中「その組合員になろうとする5人」と、同条第2項を第1項中「その組合員になろうとする5人」と、同条第2年を第1項中「その組合の組合員になろうとする5人」と、第24条第2項がその地区内において当該業種に属する営業を営む者の総数の3分の二以上」とあるのは「すべてが組合の組合員」と、第28条第4項中「第24条第2項」とあるのは「第24条第2項(第二号を除く。)」と、第47条第三号中「解散」とあるのは「解散又は合併」と、第49条第7項中「解散」とあるのは「解散又は合併」と、第49条第7項中「解散」とあるのは「解散者しくは合併」と、第50条第1項中「一総会の決議」とあるのは「一総会の決議一の二合併」と、第51条中「破産」とあるのは「合併及び破産」と読み替えるものとする。
審査基準	処分の前例がないため未設定
標準処理期間	総 期 間 24日 (注:休日は含まない。)
	経由機関
	処分機関 日
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号:011-204-5260)
申 請 先 等	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

法 令 名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
根拠条項	第56条の6
許 認 可 等 の 種 類	生活衛生関係同業組合の組合員以外の者に対する事業活動の改善の勧告の申出
法令の定め	(組合員以外の者に対する事業活動の改善の勧告) 第56条の6 第9条の規定による適正化規程が実施された場合において、当該 組合の申出があつたときは、厚生労働大臣は、当該組合の地区内において、当該 営業者で当該適正化規程の適用を受けないもの(以下「組合員以外の者」という。) の事業活動により、当該営業の健全な経営が阻害されている事態が存し、かつ、 このような事態を放置しては適正な衛生措置の確保又は当該営業の経営の維持に 支障を生ずると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、当該組合員 以外の者に対し、当該適正化規程の内容を参酌して、当該営業について、料金若 しくは販売価格又は営業方法を改めるよう勧告することができる。この場合にお いて、当該組合員以外の者がもつばら特定の事業所又は事務所の従業員の福利厚 生を図るための施設であつて現に当該従業員以外の者の利用に供していないもの に係る営業を営む者であり、かつ、当該施設に係る当該組合員以外の者の事業活 動がこの条に定める事態の生じたことについて関係がないものであるときは、そ れらの者に限り、料金若しくは販売価格又は営業方法に関する勧告の全部又は一 部を受けないものとすることができる。 2 厚生労働大臣は、前項の申出があつたときは、遅滞なく、同項の勧告をする かどうかを決定し、その申出をした組合にその結果を通知しなければならない。
審査基準	処分の前例がないため未設定
標準処理期間	総期間       24日 (注:休日は含まない。)         経由機関       日 (       )         協議機関       日 (       )         処分機関       日 (       )
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号:011-204-5260)
申 請 先 等	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

# 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法 令 名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
根 拠 条 項	第57条の3第1項
許認可等の種類	都道府県生活衛生営業指導センターの指定
法令の定め	第57条の3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の生活衛生関係営業(第2条第1項各号に掲げる営業をいう。以下同じ。)の経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的として設立された民法第34条の財団法人であつて、次条第1項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、当該都道府県に一を限つて、都道府県生活衛生営業指導センター(以下「都道府県指導センター」という。)として指定することができる。
審査基準	将来的に申請の見込みがないため未設定
標準処理期間	総 期 間 日 (注:休日は含まない。)
	経由機関
	処分機関 日
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号:011-204-5260)
申 請 先 等	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

法 令 名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
根 拠 条 項	第57条の4第2項
許認可等の種類	都道府県生活衛生営業指導センターの事業の一部委託の承認
法令の定め	第57条の4 2 都道府県指導センターは、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県 知事の承認を受けて、その事業の一部を他の者に委託することができる。
審査基準	処分の前例がないため未設定
標準処理期間	総 期 間 24日 (注:休日は含まない。)
	経由機関
	処分機関 日
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号:011-204-5260)
申 請 先 等	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

# 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

M. A 4	此 7 体 4. 明 7. 坐坐 6. 文子 1. T 2. 以广 19 1. F 19
法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
根 拠 条 項	第57条の4第3項
許認可等の種類	都道府県生活衛生営業指導センターの手数料徴収の承認
法令の定め	第57条の4 3 都道府県指導センターは、都道府県知事の承認を受けて、手数料を徴収することができる。
審査基準	処分の前例がないため未設定
標準処理期間	総 期 間 24日 (注:休日は含まない。)
	経由機関 日
	処分機関 日
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号:011-204-5260)
申 請 先 等	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

法 令 名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律及び施行令
根拠条項	法第56条の3及び施行令第6条
許認可等の種類	生活衛生関係同業組合が作成する振興計画の認定・変更
法令の定め	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (振興計画の認定) 第五十六条の三 組合又は小組合は、組合員たる営業者の営業の振興を図るために必要な事業(以下「振興事業」という。)に関する計画(以下「振興計画」という。)(小組合にあつては、当該小組合の行う共同施設に係るものに限る。)を作成し、当該振興計画が振興指針に適合し、かつ、政令で定める基準に該当するものとして適当である旨の厚生労働大臣の認定を受けることができる。 2 振興計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 振興事業の目標 二 振興事業の内容及び実施時期 三 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法 3 前二項に規定するもののほか、振興計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。 4 第一項の認定を受けた組合又は小組合は、毎事業年度経過後三箇月以内に、当該計画の実施状況について厚生労働大臣に報告しなければならない。 5 第一項の規定による認定の申請及び前項の規定による報告は、都道府県知事を経由してするものとする。
	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令 (振興計画の変更等) 第六条 組合又は小組合は、法第五十六条の三第一項に規定する認定を受けた振興計画の変更をしようとするときは、変更後の当該振興計画が振興指針に適合し、かつ、前条に規定する基準に該当するものとして適当である旨の厚生労働大臣の認定を受けなければならない。 2 厚生労働大臣は、法第五十六条の三第一項に規定する認定を受けた組合又は小組合が当該認定を受けた振興計画(前項に規定する変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に従つて振興事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 (都道府県が処理する事務) 第九条 法第九条第一項、第十一条及び第十二条(これらを法第十四条の十第一項、第十四条の十二(法第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。)、第十四条の二第一項及び第三項、第十四条の十第一項、第十四条の十二(法第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。)、第四十二条(法第三十八条第五項、第四十九

条第六項、第五十二条及び第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。)、第五十条第二項、第五十二条の二及び第五十二条の三(これらを法第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。)、第五十二条の四第一項、第五十二条の七第三項、第五十六条の三第一項及び第四項、第五十六条の六第一項並びに第六十条第一項、第四項及び第五項並びに第六条に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。ただし、法第九条第一項、第十一条及び第十二条(これらを法第十四条の十第三項において準用する場合を含む。)、第十四条の十第一項、第十四条の十二並びに第五十六条の六第一項に規定する厚生労働大臣の権限で別表第七号及び第八号に掲げる業種に係るもの、法第五十二条の二及び第五十二条の三に規定する厚生労働大臣の権限で生活衛生同業組合連合会に係るもの並びに法第六 十条第一項に規定する厚生労働大臣の権限で生活衛生同業組合連合会及び全国 生活衛生営業指導センターに係るものを除く。

- 2 前項の場合においては、法第九条第三項及び第五項(法第十四条の十第三項において準用する場合を含む。)、第十三条第一項から第三項まで(これらを法第十四条の十第三項において準用する場合を含む。)、第十四条の十第二項、第二十四条第二項(法第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。)並びに第五十六条の六第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとし、法第五十六条の三第五項の規定は、適用しない。
- 3 第一項本文の場合においては、法の規定中同項本文に規定する事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。
- 4 都道府県知事は、第一項本文の規定に基づき、法第五十六条の三第一項の規定により振興計画の認定をしたとき、第六条第一項の規定により振興計画の変更の認定をしたとき、又は同条第二項の規定により振興計画の認定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、厚生労働大臣に報告するものとする。

審査基準	法令の定めによる
標準処理期間	総 期 間       日・月 (注:休日は含まない。)         経由機関       日・月 (       )         協議機関       日・月 (       )         処分機関       日・月 (       )
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号:011-204-5260)
申 請 先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

法 令 名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
根拠条項	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の3第1項
許認可等の概要	都道府県生活衛生営業指導センターの指定
審査基準の設定 状況	<ul><li>□ (1) 設 定</li><li>□ (2) 未設定 (未設定イ)</li><li>☑ (3) 未設定 (未設定ロ・ハ)</li></ul>
標準処理期間未設定の理由	処分の対象となる客体が存在しないため。 知事は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の3第 1項により、都道府県に一を限って、都道府県生活衛生営業指導センターとして 指定することができるが、既に指定済みであり、将来的に申請の見込みがないた め標準処理期間は設定していない。
	【生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律】 第57条の3第1項 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の生活衛生関係 営業(第2条第1項各号に掲げる営業をいう。以下同じ。)の経営の健全化を 通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁 護を図ることを目的とする一般財団法人であって、次条第1項に規定する事業 を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、当 該都道府県に一を限って、都道府県生活衛生営業指導センター(以下「都道府 県指導センター」という。)として指定することができる。
担当部課	保健福祉部健康安全局食品衛生課